

「いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業」 Q & A

1 募集対象者・交付対象者について

問1 「募集対象者」と「交付対象者」の違いは何か。

答1 「募集対象者」は、本事業の応募資格を有する方のことです。詳しくは募集要項をご確認ください。本事業に応募いただき、選考の結果、補助金により支援することが適当と認められた方のことを「交付対象者」といいます。

問2 いわき市出身以外の者でも、募集対象者となるのか。

答2 いわき市への若者の定着を目的としており、出身地や在籍する大学等の所在地は問いません。

問3 大学等を卒業後、いわき市で暮らし、働きたいと考えているが、現時点でははっきりしない。応募することは可能か。

答3 申込時点において、市内事業所等に正規職員等として就職かつ、市内に定住する意志があり、募集要項の「募集対象者」の要件を満たせば応募できます。なお、交付対象者として認定を受けた後、やむを得ない事由等により、就職や定住ができない場合には、辞退の届出を行ってください。

問4 市内事業所等への配属を希望していたが、最初に、東京本社での勤務を命じられた場合の取扱いはどうか。

答4 最初の配属先を含め、企業の都合（転勤・出向）等により、市内事業所等に就業できない場合は、認定は取り消されませんが当該期間は従事期間として通算されません。

問5 応募書類の「奨学金貸与証明書」は、どうすれば取得できるか。

答5 【日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている方】

日本学生支援機構の奨学事業戦略課総務係へ請求することで取得できます。請求方法については、次の日本学生支援機構のホームページをご確認ください。（※請求から発行まで概ね2週間を要しますので、余裕を持って手続きしてください。）

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html>

【福島県奨学資金の貸与を受けている方】

84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形長3型：12×23.5cm）を同封し、次の宛先に「福島県奨学資金証明書発行依頼書」を提出してください。※依頼書の例は、市ホームページを参照してください。

[貸与証明書請求先] 福島県教育庁高校教育課

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7775

【いわきコンピュータ・カレッジ奨学金の貸与を受けている方】
いわきコンピュータ・カレッジの事務部にご相談ください。

【いわき市奨学資金の貸与を受けている方】
奨学金貸与証明書の提出は不要です。

問6 病気が原因で1年間休学後、復学したため修業年限以内に卒業できない場合は、応募できるか。

答6 けが等やむを得ない事情により、修業年限以内に卒業又は修了することができない事実が認められ、令和2年度に大学等卒業後、就職を予定している場合は、その旨を証明する書類を添付したうえで応募できます。

問7 福島県にも同様の奨学金返還助成制度があると聞きました。県と市、両方の返還助成を受けることができますか。

答7 申請はできますが、重複して補助を受けることはできません。

2 事業所・就業について

問1 市内事業所等には、いわき市近隣の市町村の事業所も含まれるようだが、どの市町村の事業所までが対象となるのか。

答1 交付対象者のいわき市内の自宅から通勤できる事業所であれば、市町村を限定せず対象となります。

問2 非正規職員で働くことになっても支援対象となるのか。

答2 非正規職員であっても、所定労働時間が正規職員に準じて働いている場合は、支援対象となります。なお、対象となる労働時間の目安は週平均40時間相当です。

問3 交付対象者が返還支援のための補助金を受けるためには、どの程度市内事業所等での就業が必要か。

答3 補助金は、年度払補助金と精算払補助金の2種類があります。まず、年度払補助金の交付を受けるには、交付対象者が一の年度においてすべての月に渡り、市内に定住かつ市内事業所等に就業することが必要です。その後、最初に就職した日から起算して5年間（60か月）以上市内定住かつ就業した場合には、精算払補助金の交付を受けることができます。

問4 支援対象となる産業は何か。

答4 就職先の産業に限定はありません。風俗営業や暴力団等を除く市内事業所等に就職することが認定要件となります。

3 補助金について

問1 補助金の目安を教えてください。

答1 次のとおりです。

区分	修業年限	貸与月数	貸与月額	左記の場合の貸与額合計	貸与額の1/2	返還支援額 の上限額	返還支援額
							貸与額の1/2(返還支援上限額を超えることはできない)
日本学生支援機構(第一種)							
大学4年制	4	48	64,000	3,072,000	1,536,000	1,536,000	1,536,000
大学6年制	6	72	64,000	4,608,000	2,304,000	1,536,000	1,536,000
大学院(修士課程)	2	24	88,000	2,112,000	1,056,000	768,000	768,000
大学院(博士課程)	3	36	122,000	4,392,000	2,196,000	1,152,000	1,152,000
短大・高専・専修学校2年制	2	24	60,000	1,440,000	720,000	720,000	720,000
短大・専修学校3年制	3	36	60,000	2,160,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
専修学校4年制	4	48	60,000	2,880,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000
日本学生支援機構(第二種)							
大学4年制	4	48	120,000	5,760,000	2,880,000	1,536,000	1,536,000
大学6年制	6	72	120,000	8,640,000	4,320,000	1,536,000	1,536,000
大学院(修士課程)	2	24	150,000	3,600,000	1,800,000	768,000	768,000
大学院(博士課程)	3	36	150,000	5,400,000	2,700,000	1,152,000	1,152,000
短大・高専・専修学校2年制	2	24	120,000	2,880,000	1,440,000	720,000	720,000
短大・専修学校3年制	3	36	120,000	4,320,000	2,160,000	1,080,000	1,080,000
専修学校4年制	4	48	120,000	5,760,000	2,880,000	1,440,000	1,440,000
福島県奨学資金							
大学4年制	4	48	40,000	1,920,000	960,000	1,536,000	960,000
大学6年制	6	72	40,000	2,880,000	1,440,000	1,536,000	1,440,000
短大	2	24	40,000	960,000	480,000	720,000	480,000
高専	2	24	18,000	432,000	216,000	720,000	216,000
いわき市奨学資金							
大学4年制	4	48	40,000	1,920,000	960,000	1,536,000	960,000
大学6年制	6	72	40,000	2,880,000	1,440,000	1,536,000	1,440,000
短大	2	24	40,000	960,000	480,000	720,000	480,000
高専	2	24	29,000	696,000	348,000	720,000	348,000
専修学校(専門課程)	4	48	40,000	1,920,000	960,000	1,440,000	960,000
いわきコンピュータ・カレッジ奨学資金							
いわきコンカレ2年制	2	24	20,000	480,000	240,000	720,000	240,000

問2 補助金はいつもらえるのか。

答2 補助金は年度払補助金と精算払補助金の2種類があります。

年度払補助金の支払時期については、補助金の交付要件を満たした日の属する年度の翌年度8月頃にとなります。(第1回:社会人2年目8月)

支払方法については、補助金交付の要件を満たしていることを確認の

上、交付対象者へ支払います。

精算払補助金については、奨学金貸与機関へ支払いますが、交付対象者が繰上げ返済等を行っており奨学金貸与機関への支払いが終了していた場合等には、交付対象者へ支払います。

支援例

(支援例: 大学3年生で、日本学生支援機構の第一種奨学金を支援する認定を受けた場合)

- ① 貸与奨学金 私立大学 (自宅外) 月額 64,000 円 (大学4年間総額 3,072,000 円)
- ② 返還支援認定額 1,536,000 円 (貸与を受けた奨学金の2分の1)
- ③ 返還額: 【初年度】 月々14,222 円 (18年返済計画) × 6か月 = 85,332 円
 【次年度以降】 月々14,222 円 × 12か月 = 170,664 円
- ④ 年度払補助金合計 546,132 円 (85,332 円 + 153,600 円 × 3年)
- ⑤ 精算払補助金 989,868 円 (1,536,000 円 - 546,132 円 (②-③))

- 令和4年9月 大学4年生 交付対象者認定
- 令和5年3月 奨学金貸与終了 (卒業)
- 令和5年4月 市内定住・市内事業所等への就職
- 令和5年10月 奨学金返還開始
- 令和6年3月 年度払補助金の要件を充足。以後、毎年度3月末に要件を充足。
- 令和10年3月 就業期間60月経過 精算払補助金の要件を充足

年度	定住 就業 月数	返還額 a	年度払 補助金上限 b	補助額 【年度払補助 は、aを補助 (b が上限)】	補助金 の種類	交付申請 期限	支払先
R 5	12月	85,332円	153,600円	85,332円	年度払	R6.6.30	交付対象者
R 6	12月	170,664円	153,600円	153,600円	年度払	R7.6.30	交付対象者
R 7	12月	170,664円	153,600円	153,600円	年度払	R8.6.30	交付対象者
R 8	12月	170,664円	153,600円	153,600円	年度払	R9.6.30	交付対象者
R 9	12月	170,664円	—	989,868円	精算払	R10.6.30	学生支援機構
合計	60月	767,988円	—	1,536,000円			

問3 返還支援額と補助金の関係を教えてください。

答3 返還支援額は奨学金の返還を支援するための補助金の総額です。返還支援額を、年度ごとの要件を満たした場合に交付する年度払補助金と、60か月定住・就業した場合に最終的に交付する精算払補助金の2種類に分けて交付します。